

平 戸 市 監 査 公 表 第 108-2 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の報告がありましたので、地方自治法第199条第12項の規定により、措置改善事項を公表します。

平成28年10月11日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 松 瀬 清

- 第1 監査の種類
地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づく行政監査及び定期監査
- 第2 措置を講じた部局及び意思決定を行った部局
文化観光部 観光課
- 第3 監査の期間
平成27年11月16日～11月18日 3日間
- 第4 措置を講じた内容及び意思決定を行った内容
別紙のとおり

平戸市代表監査委員
戸 田 幾 嘉 様

平戸市長 黒 田 成 彦



定期監査における指摘事項に対する措置状況について（通知）

平戸市監査公表第108号における指摘事項に対する措置状況について下記のとおり通知します。

記

【指導事項】

1. 自然公園の園地賃貸借について

《措置状況》現段階では未措置

2. 平戸温泉うで湯、あし湯施設シロアリ駆除工事及び循環ポンプ・温度センサー・三方弁修繕業務について

《措置状況》今後は2社以上徴取とする。

3. 平戸観光応援隊設置運営事業業務委託について

《措置状況》事業評価表を導入し、業者選定の明確化及び透明性担保に努める。

【意見】

1. 平戸温泉うで湯、あし湯施設の利用について

《措置状況》現段階では未措置

2. 鄭成功記念館指定管理について

《措置状況》指定管理者である平戸市鄭成功記念館運営委員会と協議し、事業計画内容及び予算の検討を行っている。また、平成29年度の指定管理更新にあたっては、これまでの予算執行状況を踏まえた適正な指定管理料の検討を行う。

3. 鄭成功を活かした中野まちづくり事業

《措置状況》従来から更に地元が主体的に活動することができる体制づくりの一環として平成28年度より鄭成功を活かした中野まちづくり委員会内に活動部会を設置し、若者や地域内の各種店舗が積極的に参画できる仕組みを構築した。また、関係資料の綴りについても市の行政文書等と切り離れた文書整理、保存をし、各種事業における役割分担と責任の明確化を図った。